

東郷町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年12月13日 策定

令和6年 3月 6日 改定

東郷町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本町においては、大都市近郊という立地条件と自動車産業等の発展により、従来から農地の宅地化や他産業への就労が選択され、近年では農業従事者の高齢化等が進み、担い手不足が深刻化している。こうした状況の中で、都市近郊農業として特色ある農業の振興を図り活力ある農業を育成し、各地域の自然条件及び社会条件に合った方向への振興を積極的に進め、長期的視点に立った農業生産構造の体質強化を推進する。

また、農地の流動化を促進させ、担い手農家への農地の集積・集約化や、地域農業の中心となる新たな担い手の育成を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、東郷町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する東郷町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	336ha	24ha	7.1%
3年後の目標 (令和8年4月)	321ha	21ha	6.5%
目 標 (令和12年4月)	301ha	17ha	5.6%

【農地面積の推計及び目標設定について】

管内の農地面積 耕地及び作付面積統計の過去10年間の推移から、毎年5ha減少した数値で推計

遊休農地面積 近年の状況から、毎年1haの解消を目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続を行う。

※ 農地中間管理機構…農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地を預かり、集積・集約化し、担い手農家（受け手）へ貸付けを進めるための組織

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を検討し、守るべき農地の明確化に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	3 3 6 ha	9 7 . 6 ha	2 9 . 0 %
3年後の目標 (令和8年4月)	3 2 1 ha	1 3 3 . 1 ha	4 1 . 4 %
目 標 (令和12年4月)	3 0 1 ha	1 8 0 . 6 ha	6 0 . 0 %

【目標設定の考え方】

「東郷町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が本町全体の農用地の利用に占める面積のシェアの目標をおおむね6割としていることから、集積率目標を60%とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地区ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、東郷町、愛知県農地中間管理機構、あいち尾東農業協同組合等の関係機関と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

- ③ 農地の利用調整と利用権設定について
 - 町内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
- ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い
 - 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。
- (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和5年4月)	8 人	0 法人
3年後の目標 (令和8年4月)	14 人	0 法人
目 標 (令和12年4月)	22 人	1 法人

【目標設定の考え方】

新規参入者数は、平成24年以降の青年就農給付金交付者数及び認定新規就農者数とする。

「東郷町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標を年間2人としていることから、個人は、毎年2人の参入を目標とし、法人は、期間内に1法人の参入を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 関係機関との連携について
 - 愛知県農業改良普及課、東郷町、あいち尾東農業協同組合、愛知県農地中間管理機構等と連携し、町内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- ② 農業委員会のフォローアップ活動について
 - 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の進捗等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

東郷町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、東郷町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力